

# 大垣市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（素案）の概要について

## 1 趣 旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）により、市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされています。

本市では、平成18年に「大垣市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、計画の見直しを図りながら、現在、第4次計画に基づき、環境に配慮した自主的な取り組みを実施しています。

こうした中、現計画の計画期間が本年度で終了するため、「大垣市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、引き続き、環境に配慮した自主的な取り組みを推進します。

## 2 計画概要

(1) 対象事務事業	市が行うすべての事務事業
(2) 対象施設	市が管理する全施設・設備及び指定管理者制度導入施設・設備
(3) 対象温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素
(4) 計画期間	令和8年度～12年度 5年間
(5) 基準年度	2019年度（令和元年度）から2013年度（平成25年度）に変更 ※国及び県計画の基準年度と合わせたもの

## 3 計画の内容

- (1) 計画策定の背景及び趣旨
- (2) 実行計画の基本的事項
- (3) 温室効果ガスの排出削減目標
- (4) 目標達成に向けた取組
- (5) 進捗管理の仕組み

## 4 取組の基本方針

- (1) 太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入
- (2) 省エネルギー対策の徹底
- (3) エネルギー転換
- (4) 再生可能エネルギー電力の調達
- (5) 次世代自動車（EV等）への更新
- (6) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルによる温室効果ガス排出量の削減
- (7) 各施設における運用改善と市職員の意識向上

## 5 目標指標

区分	基準年度		目標数値
	2013年度 (平成25年度)	2030年度 (令和12年度)	
<b>市独自分</b>			
各施設（浄化センター、市民病院を除く。）(t-CO <sub>2</sub> )	温室効果ガスの排出量	19,876	3,975
	削減率	-	80%以上削減
浄化センター（エネルギー起源の温室効果ガス）(kg-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup> )	温室効果ガスの排出量	147.5	14.7
	削減率	-	原単位90%以上削減
市民病院(kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・h)	温室効果ガスの排出量	16.05 ※2019年度 12.71	9.6
	削減率	-	原単位40%以上削減 ※基準年度の変更に伴い、25%から変更
<b>協働分</b>			
クリーンセンターでの一般廃棄物の焼却及び公共下水道終末処理場での下水処理(t-CO <sub>2</sub> )	温室効果ガスの排出量	40,689	34,585
	削減率	-	15%以上削減 ※10%から変更

※ 浄化センター：大垣市浄化センター、上石津北部浄化センター、上石津中部浄化センター、墨俣浄化センター

※ 浄化センター原単位：浄化センターエネルギー使用量 (kg-CO<sub>2</sub>) / 下水処理量 (千m<sup>3</sup>)

※ 市民病院原単位：市民病院エネルギー使用量 (kg-CO<sub>2</sub>) / (空調面積 (m<sup>2</sup>) × 空調時間 (h))

※ 協働分：一般廃棄物焼却量（その他プラスチック+合成繊維）(t-CO<sub>2</sub>) + 下水処理量 (t-CO<sub>2</sub>)